

令和3年第1回度会町議会定例会会議録

招集年月日 令和3年3月18日

招集場所 度会町議会議場

開議 令和3年3月18日（午前9時10分）

出席議員	1番 大西 徹	2番 大野 原徳	3番 中西 久博
	4番 長谷川多一	5番 貞森 義和	6番 若宮 淳也
	7番 西井 仁司	8番 舟瀬 勝	9番 濱岡 裕之
	10番 牧 幸作	11番 中森 慰	

欠席議員 なし

地方治法第121条の規定による説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長	中村 忠彦	産業振興課長	作野 和幸
副 町 長	西岡 一義	建設水道課長	中川美知彦
総 務 課 長	中西 章	環境水道担当課長	森井 裕
みらい安心課長	山下 喜市	会 計 管 理 者	長谷川陽子
税務住民課長	中井 宏明	教育委員会教育長	中西 正典
保健子ども課長	岡田 美和	教育委員会事務局長	中井 均
長寿福祉課長	迫本 晃		

議会の職務のために出席した者の職員氏名

議会事務局長	岡谷 吉浩	書 記	阪口 昇吾
書 記	倉田 晃旗	書 記	中村 公洋

議事日程

日程第1 一般質問

1. 5番 貞森 義和 議員
2. 6番 若宮 淳也 議員
3. 4番 長谷川多一 議員

日程第2 各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第3 討論（議案第1号～議案第28号）

日程第4 採決（議案第1号～議案第29号）

追加日程第1 議員提出議案の上程（発議第1号）

追加日程第2 提出理由の説明（発議第1号）

追加日程第3 質疑（発議第1号）

追加日程第4 討論（発議第1号）

追加日程第5 採決（発議第1号）

日程第5 閉会中の継続審査の申出について

上程議案

- 議案第1号 令和3年度 度会町一般会計予算
- 議案第2号 令和3年度 度会町国民健康保険特別会計予算
- 議案第3号 令和3年度 度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 議案第4号 令和3年度 度会町介護保険特別会計予算
- 議案第5号 令和3年度 度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算
- 議案第6号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第7号 令和3年度度会町水道事業会計予算
- 議案第8号 令和2年度度会町一般会計補正予算(第8号)
- 議案第9号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第10号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算(第4号)
- 議案第11号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)
- 議案第12号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める
条例の一部を改正する条例について
- 議案第13号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する
条例について
- 議案第14号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について
- 議案第15号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例について
- 議案第16号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第17号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 議案第18号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定め
る条例の一部を改正する条例について
- 議案第19号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防
支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定
める条例の一部を改正する条例について
- 議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 議案第21号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営
並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果
的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例につ

いて

- 議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第7号））
- 議案第23号 第7次度会町総合計画基本構想について
- 議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第25号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第26号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
- 議案第27号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第28号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて
- 議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

◎開会の宣告

（9時10分）

○議長（濱岡 裕之） ただいまの出席議員は11名で、定足数に達しております。

よって、令和3年第1回度会町議会定例会を再開いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議会日程につきましては、お手元に配付いたしました日程表により会議を進めたいので、御了承をお願いいたします。

◎一般質問

日程第1 これより一般質問を行います。

質問は、通告書どおりに発言を許します。

質問者は質問席で、答弁者は演壇で発言をお願いいたします。

5番 貞森義和議員。

《5番 貞森 義和 議員》

○5番（貞森 義和） 皆さん、おはようございます。

過日、質問通告をさせていただきまして、許可を頂きました2件について質問させていただきます。

まず、1件ですが、新型コロナのことからやらせてもろてよろしいか。順番違ってますか。

○議長（濱岡 裕之） 学校給食。

○5番（貞森 義和） 学校給食、分かりました。

私はもともと教育の世界におりましたので、学校教育のことに少し関心がありまして、度会町は今ありがたいことに学校給食は半額補助と、この前、新しい議長、

町長になってから、保育所のほうもその点を考慮いただきました。

そこで、できたら無料化をお願いしたいというのが私の希望ですが、一遍に皆、無料化というのなかなか厳しいか分かりませんので、私は中学校の子から無料化して行ってほしいと、そしたら保育所、小学校もいずれ経過する道ですから、下の子からやなしに、上からやってほしいというふうに学校給食の無料化で特に中学生の子からお願いできないかと、今、度会町もこの前、人口見ていましたら広報でいよいよ8,000割りしました。

当然、子供の数も減ってくると思います。人に優しいまちづくりとか、子育てのしやすいまちづくりというのは、私以外に町長さんも立候補のときにあちこちでこう述べられとるんじゃないかと思います。

この前、どなたかの議員さんも今の町長になってからどうや、公約はどこまで進捗したんやという質問があったように、私らも新しい町長になってからここが改善されたなというのを町の人に言いたいわけです。そういう意味でまず希望するのが、学校給食を一部でええから無料化してほしいと、これが最初の質問でございます。

半額がとうとう一回りしましたので、半額補助が一回りしましたので、今度はもう、私ら1期くらいしかよう務めない議員ですから、私らのおる間にどこか無料化を糸口としてやってほしいということで、町長にこの件で御意見を伺いたいというのが私の第一の発言内容です。

これで一旦やめさせてもろてよろしいか。

- 議長（濱岡 裕之） この件について。
- 5番（貞森 義和） では、お願いします。
- 議長（濱岡 裕之） 中村町長。
- 町長（中村 忠彦） それでは、皆さんおはようございます。

貞森議員さんの質問にお答えをいたします。

学校給食費につきましては令和元年12月定例議会におきまして、無償化の方針についてお答えをしたところでございます。

前回と重なる内容ではございますが、平成30年6月議会において子育て支援事業として、小中学校の給食費の約半額補助の決議をいただき、平成30年9月分から小中学校を、そして令和元年10月から保育所について半額補助をしているところでございます。

このことから、子育て支援施策としての給食費補助が義務教育にとどまらず幼・小・中と、一貫した給食費約半額補助制度が実現をいたしております。

議員、御指摘の給食費無償化に関しましては、山積する課題がある中、「子供たちの未来を思う気持ち」、「子育てを支援したい気持ち」は貞森議員さんと同じであります。

しかしながら、財政状況や受益者負担の公平性を保ちながら、こういった教育における、ほかの施策や教育以外の分野にも施策を講じていかなければなりません。限りある財源の中、教育環境の整備・充実など子供たちへの直接的な施策に力を注いでまいりたいことから、幼・小・中一貫した半額補助制度を継続・維持していきたいと考えております。

つきましては、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解、御支援をお願いしまして、貞森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） この半額補助は、前町長と前町議会の皆さんで決めていただいたことなんで、私らはその後で議員ならしてもらいましたので、新しい議員、みんなでもう一步進めたいという気持ちで私は述べさせてもらいましたが、今の回答では、当分無理だみたいなことで、この議題については、これで私はもう不承不承もう終わらせてもらいます。

次の質問に入らせてもろてよろしいですか。

それでは、次は新型コロナについてお願いします。

私はワクチンの接種が始まるというそういう話だけで、コロナが終息したわけではありません。私いつもこのコロナについてはPCRやとって、ちょっと前にニュースでオリンピック済むまで、あんまりPCRやったらいかんというふうなこと書いた記事読んだ、いやこんなことはないでしょうと、こう思っ取るんですけども、PCRは全ての問題についての最優先の事項だと思います。

この前、私島津製作所がもうちょっとええ機械あるよと、言うたんですけども、もっとええ機械が出た、できとんのやそうで、190万で島津製作所のそのワクチン、PCR検査の機器があるそうなんです。それ東南アジアあたりに、韓国あたりもそうだそうですけど、日本の機械を使ってPCR検査をどんどんやるとということを知りましたので、日本で造るとる機械で外国が一生懸命使とるんやったら日本もうちょっと使わんかいと、こういうつもりでね、私PCR検査を、PCRやってなかったら私らは感染者であったとしても分からないわけですね、そういう意味ではPCRは180万か190万で、しかもそれ機械積んで、一人、そういう度会の医師会の関係者の人が乗っていけば、将来全部でずっと回ったらできるという、そういうシステムやそうです。

そういう意味で、そういうの私聞きましたので、一応役場のほうでもそういう勉強会みたいなんしていただいて、コロナについて、度会町4億円金来とるわけですね、1、7,000万円、2、2億3,000万円、3には1億ちょっと来ています。私が聞いた限りではね、この前、議会で議員懇談会か何かで聞かせてもろたときには、まだ分かりませんって副町長の答弁でしたけど、1億円ぐらいは超えてきとると、そ

の中で、まだ1,000万ぐらいはコロナに使いよということの指示のようですから、聞くとところによれば、そんなお金が来とんですから180万、190万のもんが買えないはずはないんですね。

私はこれね、検査するの、早期発見、早期治療の意味で言うとするんで、感染者を増やしたいとかね、数競いたいとか、毎日テレビでもうどこどこ何人、どこどこ何人ってようけよそは検査してんねんなど、度会町なんか出るはずないと、してないんですから、そういう意味で私は200万を切るような機械が、ええのあつてするんやったら、PCR検査を町民の特に食品なんか扱ってる人らは、私らやってくれという人あるかも分かりません。うちは安全ですよという看板かけたら、もっとみんな食堂も入りやすいと、そういうつもりで私はPCRを何としても度会町内でやってもらいたいと、熱があつてね、これ危ないと思って行くとしてくれることはあるんだそうです。

そやけど、健康な形で感染しとんの知らない人もようけおるわけですね、都会では。ですから、私らは熱あつて医者へ駆け込んだということはないんですが、できたらやってほしいなど、ワクチンと一緒にですね、ワクチン貞森さん打つ、わし打ちますと、自分ではそういうつもりでおるんです。

PCRが簡単にできますよ、やるん、私やらせてくださいって、私らもう自分の健康のためにね、やらせてほしいと思うので度会町でそういう100万円ちょっとの金で何とかできないかなというのが私のPCRについての2番目の質問です。

ですから、その機器を買うてでも町民全体でこうやって、その後、どうなるか分かりませんが、予防とかね、そういう意味で言ったら災害、あるいは人災、そんなときには私は空振りでもね、準備したけど無駄やったわというのでも、町民の皆さんは怒らないと思います。

何もせんとね、コロナ対策とか、なんやらここ書いてあつて議会だよりもそうやって発表していますけども、町民の人はね、この議会だよりは主に、議会対策、コロナ対策は何をどうやったんというのを書いてほしいという、皆さん、そんなことに結構関心がありますので、その点で町長に180万、190万を出して機器を買うて、町内の希望者に検査をする、そういう気持ちはないだろうかという問いでございませう。ここでいただきたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、貞森議員の質問にお答えをいたします。

PCR検査機器を町で購入し、各地区巡回し実施してはどうかとのことですが、令和2年9月定例会でもお答えをさせていただきましたように、今のところ町で購入することは考えておりませう。

PCR検査につきましては、機器の購入だけでなく、その機器を操作する人員、

また、購入する機器の性能により、どの程度信頼できるのか、その結果による診断をどう取り扱うのか等、様々な課題がございます。また、昨今、唾液を郵送することなどして検査するPCR検査キットが、身近なところで購入できる状況にもなってきております。

御質問の機器購入及び各地区を巡回してのPCR検査の実施につきましては、町の財政、取り扱う職員の体制などを総合的に判断し、今のところ実施する予定はございません。

役場や保育所、学校などで感染が拡散する恐れが発生した場合には住民サービスの低下を最小限に抑えるためPCR検査キットを役場の中で保持をしております。御理解を賜りたいと思います。

最後に、新型コロナウイルス感染拡大防止の内容につきましては、町民の皆様や議員の皆様からの御協力に感謝の意を申し上げ、貞森議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 貞森議員。

○5番（貞森 義和） 私ね、成人式のときにPCR検査をやったんですね、あれはいいことだと思います。1人8,800円やったか、かかったっていう話でしたが、あれを突破口にしてね、町民に広げてほしいというつもりで、初めてPCR検査をやってくれというのと違うんです。一部そうやってしてね、それは効果はあったわけですから、できたらね、町民を守る、いい町にする、住みよい町にする、子育てしやすい町にする、そういう町長のもともとの公約ですから、それに近づけてほしいと。

それで、私はこの機械買えと言うとんちゃうんです。この機械は、こんな機械が出てきたで、役場にたくさん賢い人もいますから、そんなん一遍検討してくれませんかということで、お金がないというのはね、これは180万が大事だ、コロナで来とるお金のこと言うたらね、皆さん、怒ってきます。各区へお金ばらまいたんちゃうかと言うてますから、いやいやこれは区のために、私も一生懸命しますけども3,000万ばらまくんやったら、180万はなぜ買えやんねんなってきますから、そういう点で検討していただきたいと。

これ例えば、度会町で発生がした、クラスターが出たとか、そんなときにやったら、やっぱり買うといてよかったとかね、そういうふうになると思いますので、一応検討だけしてくださるようお願いして、私の質問を終わらせてもらいます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、貞森義和議員の質問を終わります。

続きますで、6番 若宮淳也議員。

《6番 若宮 淳也 議員》

○6番（若宮 淳也） 改めまして、おはようございます。6番議員の若宮淳也でござ

ざいます。

通告書に従いまして、質問のほうさせていただきたいと思います。

もうすぐ、今年度も終わりとなり、新しい年度が始まろうとしております。全国ではいまだ新型コロナウイルス感染症の影響が様々な分野で続いている状況でございます。行政運営や地域経済は感染防止という視点から従来と異なる対応を求められていますし、また、地域の行事やイベント等も中止がいまだ相次いでおり、見通しが立たない状況が続いておるところでございます。

また、コロナワクチンにつきましても、詳細がまだはっきりしておらず未定の状態であり、また、まだもう少し終息をするには時間がかかるようなそういう気もいたします。

度会町のみならず、日本全国が終息の見えないコロナ禍の現状で、毎日暗いニュースが続いておりますが、一方で度会町では子供たちの活躍が目立っております。小学校のソフトボールチームが、小学生のソフトボールチームが、男女ともに全国大会、度会中学校では女子ソフトボール部は東海大会に、そして、相撲でも度会中学校の生徒が全国大会に出場を決めました。

また、度会スポーツクラブの軟式野球のほうからもプロ傘下のチームに選ばれるなど、明るいニュースが多く入ってきております。

今回は、このように子供たちの頑張りと、実績を踏まえて度会町の子供たちのスポーツ振興の一環として支援の拡充について、質問させていただきたいと思います。

度会町では、日頃より度会スポーツクラブをはじめ、小中学生の様々なスポーツを支援していただいております。少子化や厳しい財政状況の中で、町としても子供たちへのスポーツ支援という視点を大切に継続していただいていると思います。

しかし、町から度会スポーツクラブに対して、年間390万円の補助金を出していただいておりますが、使い道といたしましては、この390万の中から美し国駅伝やスポーツクラブの運動会の運営費、その他の経費に充てられ、そのほかの各競技団体に10万円を割り振られているような状況だと聞いております。

各クラブにおきましては、10万円を使い切るクラブと、10万円では足りないというクラブがあるそうでございます。支援に力を入れていただいているのは、私も理解しているところでございますけれども、もう一步、踏み込んで、その補助の金額を上げてもらえないかと思うところでございます。

また、ソフトボールなど、全国大会出場を決め実績を残したクラブに全国大会の出場経費の2分の1、東海大会などでは3分の1の補助を出していただいております。地域や県を代表して出場する全国大会等は、どうしても移動や食事、宿泊などで多額の経費も発生し、今現在少子化で部員も少ない中での部費では保護者、指導者などの経済的な負担というのも大きく積もってきております。

団体競技、個人種目、どちらにしましても県代表や、県選抜または東海、全国大会など、輝かしい成績を上げたときに町といたしましても、祝い金や報奨金など支援をしてみてもどうか、もしくは補助率をもう少し上げてもらうことはできないかと考えております。

このコロナ禍であってもスポーツの歩みを止めない、子供たちの心と体の成長をサポートしていくためにもスポーツ支援を拡充していくことが必要だと考えますし、また、そのことが度会町の発展にもつながるものと、私自身確信しているところでございます。

子供たちは、度会町の宝であり、スポーツを通して度会町の名を広めてくれるのは事実でございます。全国大会に出るのもなかなか難しいことですし、小学生のソフトボールは、今回も男女ともというのは、本当にすばらしくなかなか達成できないことだと思います。

そういった観点から、度会町の子供たちのスポーツ支援の拡充について、どのようにお考えであるか、お伺いしたいと思います。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、若宮議員さんの質問にお答えをいたします。

現在、コロナ禍の中とはいえ、オリンピック・パラリンピック、さらに三重とわか国体が次年度開催される予定となっており、国・県とも準備が進められているところであります。

今年は、かつてないスポーツの年となっておりますが、度会町でも「三重とわか国体」デモンストレーション競技「ウオークラリー大会 in 度会町」として国体行事の先陣を切って開催を予定しているところであります。

アスリートの活躍が人々に感動を与え、また、日頃多くの方々が親しんでいる、スポーツの意義は極めて重要な位置にあると考えております。

そこで、度会町では様々なスポーツ振興が図られているところですが、スポーツ活動を通じた青少年健全育成の母体としてですが、平成23年に「度会スポーツクラブ」を設立をいたしました。

そして、現在、このクラブが中心となり各種目団体に様々な支援を行っております。度会スポーツクラブ会員数は現在280名で、13団体が活動を行っておりますが、当クラブの活動資金は町補助金が主なものとなっており、令和2年度は昨年度から40万円増額の総額390万円としたところでございます。ちなみに、県内の同規模自治体の中では上位の支援となっていると聞いております。

次に、大会参加への支援であります。その補助内容といたしまして、全国大会は2分の1、東海大会は3分の1となっており、県内トップレベルの支援であると考えております。

また、中学校の部活動におきましても、全国大会出場は全額補助、遠征試合等への交通費等も含め、様々な支援策を実施し、学校スポーツの競技力向上のための方策を講じております。

全国大会等での輝かしいスポーツによる活躍や子供たちの健全な発達に結びつく大きな力として、幼少期に家族や地域の人たちとの経験が生きていくと思います。スポーツ関係団体や関係者並びにそれぞれの地域の皆様方や議員の皆様方の御理解、御支援をお願いいたしまして、若宮議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 若宮淳也議員。

○6番（若宮 淳也） 質問でも申し上げましたように、今は少子化になってスポーツクラブ等の部員が少なくなってきております。先ほど町長の答弁もありましたように、中学生のほうには全額補助という形で本当にトップレベルの支援をしていただいているという認識も当然のことながら私もあります。

その中でも、親、そして指導者の経済負担というのも大きくなってきているのは、事実でございます。スポーツの歩みを止めず、子供たちのチャレンジをこの先も応援いく意味でももう少し支援の拡充をぜひとも検討いただきたいなというふうな思いではあります。

特に、全国大会や東海大会などに出場するような輝かしい成績を収めているクラブや選手を支援していくということは、他の子供たちの励みにもなるはずですが、そういう意味では成績を上げたときに、祝い金、報奨金などで支援していくなど、厚みをつけていただければというふうにも思います。

また、全国大会での補助が2分の1、東海大会やその他の大きい大会の補助にしましては3分の1というふうに言われておりますけれども、同じ全国大会でも、どこで開催するかによっては経済負担というのが大きく変わってくるというふうに思います。

ちなみに、出場を決めている小学生のソフトボール男子は、今回山口県、そして女子は鹿児島県、中学のソフトボールは福岡県です。また、8月に開催される全国大会にももし出場が決定したとなりますと、小学生のソフトボール男子は滋賀県、そして女子は宮崎県、中学女子ソフトボールは茨城県というふうになります。

そこで、ちょっと最後にお聞きしたいなと思いますのが、開催される地域によって移動や宿泊の負担も大きく変わってきます。全国大会がですね、開催される地域は近いところか、また遠方なのか、あるいはまた交通手段ですね、移動手段をどのようにするのかによってはまた負担も異なってきますけれども、どの競技におきましても全国大会2分の1、東海大会ほか、大きな大会におきましては3分の1と一律に考えるのではなく、遠い地域での開催で移動費や宿泊費が大きくかかるような場合は、補助率なども上げる、もしくはプラスアルファの部分をつけるなどの支援

の拡充も検討していただきたいと思っておりますけれども、この点についての見解もお聞かせ願いたいと思っております。

例えば、全国大会は愛知県、そして、その他、中日本大会などの大会が山口県、仮にそうだとすると、2分の1の補助、そして3分の1の補助ということでは非常に大きく負担が異なってきます。そういう部分について、その観点でどのように考えられているのか、お聞かせ願いたいと思っております。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 若宮議員さんの御質問にお答えさせていただきます。確かに、距離が遠くなると当然出費も重なると、そういう状況の中で一律2分の1、あるいは3分の1、地域によってその負担率も保護者の方々も多額になるということは、本当によく理解をさせていただいているところですが、ただ、他市町村の現状も踏まえながら、今、度会町の補助を考えてみますと、多くはほとんど2分の1というよりは、一定額、頭打ちというか、そういった額、あるいは年間、大会、全国に1回だけとか、そういうような制約の中で、教育委員会としては、県内トップレベルと言いましたけれども、現状ではかなりレベルの高い支援を行わせていただいているところでございます。

例えば、距離が相当遠くなる町民におきましても2分の1という補助をさせていただきますので、かなり補助額も高額になってきております。他市町におきましては一定額というところもございまして、何とか半額補助を維持してきたというのは現状でございます。

とは言いまして、全国大会の活躍、そういった子供たちを支援していくためにも検討をさせていただきたいと思っております。また、関係部局、町長部局とも連携を図りながら、検討を重ねていきたいと思っておりますので、御理解をいただきたいと思っております。

○議長（濱岡 裕之） 若宮議員。

○6番（若宮 淳也） 度会町が大きいトップレベルの支援をしていただいているということは重々ほかの市町村の方々にもお聞きしましたが、うちないよと言うところもありましたので、その辺では本当に子供たちのことを思って支援のほうをしていただいているというのは重々承知はしております。

先ほど言いましたように2分の1、3分の1の補助において、開催する地域によっては大きく変わってくるということにありまして、教育長からも先ほど検討していただくというお返事いただきましたけれども、未来ある子供たちが一生懸命このコロナ禍の中でも日々練習を行い、そういう結果を残してきているということとはとても素晴らしいことであって、質問にも言いましたけれども、ほかの子供たちのまた励みにも必ずつながってくると思っております。

そういった、中学生では全額補助というふうな形も言っていたいておりますけれども、その補助率のほう上げるのか、それとも遠い地域、近い地域のほうでまた検討をいただけるのか、どちらにしてもいい形で期待をしたいと思います。いずれにしても、スポーツを通じて度会町が元気になり、子供たちが健やかに成長していく上では、今後も、どのようなスポーツ支援の在り方がいいのか、それを継続して検討していただきたいと思います。

町としまして、これまでの支援をさらに充実したものにしていただきたいと申し述べ、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、若宮淳也議員の質問を終わります。

続きまして、4番 長谷川多一議員。

《4番 長谷川多一 議員》

○4番（長谷川多一） それでは、長谷川でございます。質問をさせていただきたいと思っております。

まず最初に、先ほどから出ておりますように小学校、中学生に対する支援についていろんな一般質問をされまして、また検討も行いたいというような答弁もいただいていることについて非常に御理解があるのかなというふうに考えてます。

私はですね、今回の第7次総合計画も見せていただき、また、日頃から考えることについて、質問をさせていただきたいと考えております。

まず最初に、小学校の教育に関しまして現在GIGAスクール構想もありますし、タブレットの配布もしていただいて、非常に進めていただいておりますが、これを一歩進めてですね、小学校のプログラム教育、小学校からのですね、プログラム教育ができないかというふうに考えてます。

これから、質問書も書きましたように社会に出ていく子供たちはですね、特に最近より、これからますます進むんじゃないかと思っておりますが、英語力とそれからコンピューターに関する知識というのは必要ではないかというふうに考えてます。また、ただ英語教育につきましては今回の予算もですね、ALTですか体制をまた拡充していただいて、これからますます進めていただけるというように見せていただいておりますので、非常に心強く感じているところでございますが、ただ、コンピューター、いわゆるパソコン関係につきましては、タブレットの配布までは進めていただいたわけですが、それをどう生かすか、どう使っていくかということについては、まだ具体的な構想が出していただけていないように思っています。

これは今後、検討されるというふうに聞いておりますが、その中で、コンピューターのプログラミングというのはですね、皆さんも御存じだと思いますが、これから何を使いこなすにも、プログラミングを知ってるか、知らないかということで、随分、物の見方、考え方、それから使用機器を使いこなすについても違ってくるん

じゃないかと思ってます。

多分、私は昔の人間ですので、そんなにコンピューターについて強くないもんですから、やはりもっと勉強しとけばよかったなと思うことが、今での生活の分多々あるわけですが、これからの子供はますます必要になってくるんじゃないかというように考えてます。

そういう中で、特にアメリカ等ではですね、もう何年も前から実施されてますけども、日本においては高校ではいろんなロボコン大会とかいろいろなことがあって、プログラミング教育はかなりされてる学校もあるように見ておりますが、小中学生ではあまりないんじゃない、なされてないんじゃないかなというふうに考えてます。

そういうことがいろいろ書いてあるわけですが、また、プログラミング教育を当町でもし仮に、できるようになってですね、これが一つの教育課程というんですか、中に入れていくことによって、ほかの学校とは差がつけられるんじゃないかなと私は考えてます。

そうすれば、そういう特徴ある学校に無理してでも子供入れたいなという親が将来的には出てくるんじゃないかと、そこで、子供のために・・・ではないですが、住所変えてでも、やはり度会町に住んでみようかというふうなものも出てくるんじゃないかなと、長期的に考えればと思っておりますので、いわゆる人口減少問題にも多少のプラスにはなるんじゃないかというふうに、波及効果でございますが考えております。

そういうことをただ考えますと、すぐにできるんじゃないかと思っておりますが、国もデジタル庁の新設等を考えている中ではですね、基本的には上がってきてるんじゃないかと思っておりますので、これが教育体制に関して、今年から検討をしていただければなと私なりに考えておりますので、この点について、町長なり、教育長の今後のお考えをお聞かせいただきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

次年度からの「第7次総合計画」を策定するに当たって、長期的な視点で目指すべき町の将来像及び実現のための指標を示させていただきました。

その中で、重点プロジェクト1として「未来へつなごう！子育て」を掲げ、「幼少期からの英語スタートアップ事業」、「GIGAスクール構想を活用した新しい教育活動の推進」を図っていくこととしております。

この基本構想は、長谷川議員御指摘の内容とまさに同じくするものと考えております。国際化・グローバル社会を見据え、早い段階から英語や国際文化に直接触れる機会をつくることで、子供たちの興味・関心、コミュニケーション力を高め、就学後の主体的な学びへつなげていきたいと考えています。

また、プログラミング教育を含めたICT教育は今後の学校教育で重要な位置を占めていくと考えております。

今年1月当初から、周辺地域に先駆けて1人1台タブレットを導入することができました。あわせて、各教室に電子黒板や実物投影機等も導入して、ICT環境を積極的に取り入れることによって、教育機器としてのツールが限りなく広がり、子供たちが主体的に、創造性を育み、教育の町度会町へと可能性を広げ、魅力あるまちづくりとして期待いたします。

いずれもやっぱり先生、教える先生がこの専門家でなければ、なかなかこれは難しいのかなというふうに考えております。

なお、プログラミング教育等、学校教育の内容については、教育長が答弁をいたしますので御理解、御了承をお願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 中西教育長。

○教育委員会教育長（中西 正典） 町長に続きまして、長谷川議員さんの御質問についてお答えをさせていただきます。

長谷川議員さんの御質問につきましては、町長より教育の町への基本構想に関する部分を中心にお答えをさせていただきましたので、私からは、教育的な立場からお答えさせていただきたいと思っております。

小中学生に一貫したプログラミング教育の必要性は、今後の教育の方向性を考えたとき長谷川議員の御指摘のとおり、ますますその必要性、重要性は高まってくると認識をしております。

ここで、国のGIGAスクール構想に基づく1人1台タブレット端末導入を中心とする、いわゆる「ICT教育」と、さらに新たな学習指導要領で指導の必修化になった「プログラミング教育」のそれぞれの位置づけについて触れてみたいと思っております。

タブレットなど情報通信機器を教育現場で活用する、いわゆる「ICT教育」の目的は大きく2つ挙げられると認識しております。

1つは、子供たちの確かな学力を育成するために、より分かりやすい授業を実現するツールとして、ICTを効果的に使用し、視覚や聴覚に訴えかける臨場感のある学びの実現と考えます。

もう1つは、知識や情報をインターネットでいつでもどこでも入手できるようになった現在、膨大な知識や情報の中から必要なものを主体的に選び、活用できる情報活用能力や想像力の育成が急がれていると考えます。

このように、ICT教育は、教育の質の向上や次代が求める新しい学びの実現に有効なものとして期待をしております。

一方、プログラミング教育の狙いですがけれども、プログラミングのスキルを身に

つけるだけでなく、小学校段階における論理的思考力や創造性、問題解決能力等の育成が目的と考えております。これは学習指導要領に明記されたプログラミング教育の狙いになっております。

その時々に合わせて柔軟に対応できる、時代を超えて普遍的に求められる資質・能力を身につけ、将来どのような職業に就くときにも必要となるプログラミング的思考の育成が求められていると言えます。

度会町では、今年度のタブレット端末の導入を機会に、ICT教育機器の活用の充実を推し進める中で、プログラミング的思考の涵養を目指して、プログラミング教育の関連ソフトを活用するなど、一層の情報教育の振興を図っていきたくと考えます。

町長の内容にもありましたように、プログラミング教育を含めたICT教育は今後の学校教育で重要な位置を占めていくと考えています。今後も度会の学校では、先進的な教育機器を積極的に取り入れることによって、教育環境が広がり、子供たちが主体的で、創造性に満ちた教育の町として、魅力あふれるまちづくりに努めていきたいと思っております。

次の世代を担う子供たちの教育環境の充実のために関係部局と連携を図りながら、今後取り組んでいきたいと願っておりますので、町民の皆様方や議員の皆様方の御理解、御協力をお願いいたしまして、長谷川議員さんへの答弁とさせていただきます。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） 大変、心強いお言葉ありがとうございました。

1つおわびですが、学習指導要領に必修になっているというのを私が勉強不足で知りませんでしたので失礼いたしました。

ありがとうございます。そういう方向で進めていただければ当町の子供たちも大変役に立つんじゃないかと思っております。ただ、先ほども申しましたように、どこかやってからやるのでは特徴ある町というようにはならないと思っております。こういう田舎の小さな町ですので、できれば全国に先駆けて始めていただく、他町と違うことで度会町はすごいんだなと、1つ度会町のPRになるんじゃないかと私は思いますので、希望でございますが、一日も早く、今年できる問題はないと思っておりますが、一日も早く体制を整えていただいて、プロの、プログラムのプロの方も見つけていただいてですね、こうした教育体制をとっていただければ当町のためにもなるのかなと思っておりますので、よろしく願いして、私の第1の質問を終わらせていただきます。

2番目でございますが、これを昨年の定例会においても、私質問をさせていただいて、町長からも一定の検討を進めるというお言葉も頂いた課題でございますが、

やはり今回の第7次総合計画にもうたっていただきましたように、人生をより生き生きと活躍し続けられる町の実現ということが、うたわれておりまして、その中の1つを具体的な方法として、やはりシルバー人材センターの設立を1つの課題として挙げていただいております。

せっかく、そこまで総合計画をうたっていただいたものですし、検討も進めていただくということをお言葉も頂いておる中でですね、三重県下でもこの人材センターがないのは、朝日町と朝日地区というんですかね、朝日と当町だけかなというように私は思っておりますが、そういう中で、いろいろ課題はあると思います。確かに、じゃ人材センターつくっても、それでも活用する人はそんなにおるのかなとか、当町の実情として、そういう課題はあろうかと思いますが、ただ、独り暮らしのお年寄りも増えてきておりますし、やはり、どなたかの手助けをしていただかないと、日常生活、家の周りの片づけ等々もできかねる方も結構お見えになっているんじゃないかということも考えますと、お助け隊は確かに役に立っていいことですが、一つの人材センター方式にして、それなりのやっていただく方にもそれなりの報酬も支払われる体制を取られて町民の困ってる方も安心してというか、堂々とお願ひできる体制も取っていただくのもいいんじゃないかと思いますので、せっかく総合計画にうたわれていることですが、できれば一日も早い人材センターの設立をして、高齢者にも生きがいを与えていただけるようにしていただければいいかと思いますが、改めて町長にそのお考えをお聞かせいただきたいということで、質問させていただきます。よろしくお願ひします。

○議長（濱岡 裕之） 中村町長。

○町長（中村 忠彦） それでは、長谷川議員さんの質問にお答えをいたします。

シルバー人材センターの設立についてでございますが、令和2年第1回定例会で答弁いたしましたとおり、今年度において社会福祉協議会と協力し、他町の視察や設立に向けての協議を行うとともに、三重県シルバー人材センターへも意見の照会を行ってまいりました。

町でのシルバー人材センター設立については、お助け隊を運営する社会福祉協議会と連携し、国からの補助を受けるために独立した一般社団法人として設立することを検討していきたいと考えております。

しかしながら、法人として運営していくには、担い手の確保や仕事量があるのか、ないのか、どうかなど組織の経営について、また、民営事業者との調整も考えていかなければなりません。さらに、組織の設立、運営には町からの支援は必要となってまいります。

町財政の健全な運営を継続していくためにも、センター設立には慎重に制度設計を行っていく必要があると考えております。

また、ボランティアのような奉仕ではなく、あくまで労働の対価を得るための仕事であり、センターを設立するだけでなくそれを継続して運営していくことが重要になってまいります。そのために、様々な課題を解決し、「第7次度会町総合計画」期間内の設立を目指して進めてまいります。

以上、長谷川議員さんへの答弁といたします。

○議長（濱岡 裕之） 長谷川議員。

○4番（長谷川多一） ありがとうございます。

おっしゃるとおりですね、いろんな課題があろうかと私も思います。ただ、仕事についてはですね、私が残念に思っているのは、度会町かなり荒廃が増えてきてですね、22号線を走っておりましても、草も刈らずにぼうぼうとなっているところが22号線にかなり目立ってきているというようなことを考え、ただ、事務所の方はですね、やはり気にはなっているんじゃないかなと思ってます。

その中で、誰に頼んでいいやらとかでは、自分ではなかなか草刈りのためにというような方もお見えになるんじゃないかと思ってますし、町の荒廃を防いでいくためにもですね、業務はそれなりの進め方をすれば確保できるのか、ただ他の人材センターのように企業への派遣とか、そういうところを仕事はなかなか度会町で難しいのかなと私は思ってます。

ですから、おっしゃられるように運営経費、運営体制、それから継続ということを考えますと、かなりいろんな検討をしていただかないかんのかなという気はありますが、それでもやはり、また高齢者がですね、私が思いますのに度会町は健康保険の使用料が非常に県下でも過去下から3番目ぐらいでしたか、低いということで、非常に健康な方がお見えになる、多いと、しかも高齢化は3割ぐらいいってる、詳しい数字は間違っているか分かりませんが、これがやはり進んでいる中で健康保険の使用率は低いということは、健康なお年寄りが結構多いのかなと、ただ、そういう方たちも家でぶらぶらしてるとやっぱりぼけたり、弱ってたりしますんで、そういうときも案外、人の役に立ちたいという方も見えるんじゃないかなと思いますので、町長がおっしゃられるように、総合計画の5年間なり、10年間という中で検討を進めたいということでございましたが、それはそれで結構ですけど、できればですね、同じやるなら、元気なお年寄りがお見えになる間に50万増えるわけですが、参加できる場所、町も負担はあろうかと思いますが、できるだけ早くつくっていただけるように御検討いただきたいと考えておりまして、そのこともお願いして、私の質問を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、長谷川多一議員の質問を終わります。

暫時、休憩をいたします。

（10時05分休憩）

(10時20分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎各常任委員長審査結果報告、質疑

日程第2 各常任委員会に付託いたしました、議案の審査結果について、各常任委員長より報告を求めます。

予算決算常任委員長 舟瀬 勝議員。

○予算決算常任委員長（舟瀬 勝） 報告いたします。

予算決算常任委員会に付託されました、議案第1号 令和3年度度会町一般会計予算、議案第8号 令和2年度度会町一般会計補正予算（第8号）、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第7号））、以上議案3議案について、教育長、関係課長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決・承認すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの予算決算常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

予算決算常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、総務住民常任委員長より報告を求めます。

総務住民常任委員長 西井 仁司議員。

○総務住民常任委員会委員長（西井 仁司） 報告いたします。

総務住民常任委員会に付託されました、議案第2号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計予算、議案第3号 令和3年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算、議案第4号 令和3年度度会町介護保険特別会計予算、議案第6号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計予算、議案第9号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正額（第4号）、議案第10号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）、議案第11号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）、議案第12号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例について、議案第13号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例について、議案第14号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、議案第15号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第16号 度会町

国民健康保険条例の一部を改正する条例について、議案第17号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例について、議案第18号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第19号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第21号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例について、議案第23号 第7次度会町総合計画基本構想について、議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第25号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第26号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画について、議案第27号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上、22議案について、関係課長、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの総務住民常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

総務住民常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

続きまして、産業教育常任委員長より報告を求めます。

産業教育常任委員長 若宮 淳也議員。

○産業教育常任委員長（若宮 淳也） 報告いたします。

産業教育常任委員会に付託されました、議案第5号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算、議案第7号 令和3年度度会町水道事業会計予算、議案第28号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定につき同意を求めることについて、以上、議案3議案について、教育長、関係課長、局長、課長補佐、係長の出席を求め、慎重審議の結果、いずれの議案も原案どおり可決すべきものと決しました。

以上で、報告を終わります。

○議長（濱岡 裕之） ただいまの産業教育常任委員長報告に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 質疑なしと認めます。

産業教育常任委員長報告に対する質疑を打ち切ります。

各常任委員長報告は、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、いずれも原案可決・承認であります。

これで、常任委員長報告を終わります。

◎討論（議案第1号～議案第28号）

日程第3 これより討論を行います。

お手元に配付いたしております提出議案書のとおり、議案第1号から議案第28号までを議題とし討論を行います。各議案に対する討論の通告はございません。

よって、討論なしと認め、議案第1号から議案第28号までの討論を打ち切りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認め、これで討論を終わります。

◎採決（議案第1号～議案第29号）

日程第4 これよりお手元に配付いたしております提出議案書の議案第1号から議案第29号についてを採決いたします。

議案第1号 令和3年度度会町一般会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第1号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第2号 令和3年度度会町国民健康保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第2号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第3号 令和3年度度会町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

（全 員 挙 手）

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第3号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第4号 令和3年度度会町介護保険特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第4号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第5号 令和3年度度会町郡指導主事共同設置事業特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第5号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第6号 令和3年度度会町後期高齢者医療特別会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第6号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第7号 令和3年度度会町水道事業会計予算に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第7号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第8号 令和2年度度会町一般会計補正予算（第8号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第8号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第9号 令和2年度度会町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第9号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第10号 令和2年度度会町介護保険特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第10号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第11号 令和2年度度会町後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第11号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第12号 地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第13号 度会町議会議員及び度会町長の選挙における選挙運動の公営に関する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第13号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第14号 度会町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第14号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第15号 度会町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第15号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第16号 度会町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第16号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第17号 度会町介護保険条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第17号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第18号 度会町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第18号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第19号 度会町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第19号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第20号 度会町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第20号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第21号 度会町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に関する条例の一部を改正する条例についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第21号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第22号 専決処分の承認を求めることについて（令和2年度度会町一般会計補正予算（第7号））に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第22号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第23号 第7次度会町総合計画基本構想についてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第23号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第24号 注連指辺地に係る公共的施設の総合整備計画について
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第24号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第25号 立花辺地に係る公共的施設の総合整備計画についてに
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第25号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第26号 市場・脇出辺地に係る公共的施設の総合整備計画につ
いてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第26号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第27号 度会町地域福祉センターの指定管理者の指定につき同
意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第27号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第28号 宮リバー度会パーク・遊水プール鏡指定管理者の指定
につき同意を求めることについてに対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第28号は原案どおり可決されました。

続きまして、議案第29号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
に対し、原案に賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長（濱岡 裕之） 賛成全員であります。

よって、議案第29号は原案どおり可決されました。

暫時、休憩をいたします。

(10時43分休憩)

(10時55分再開)

○議長（濱岡 裕之） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎議員提出議案の上程（発議第1号）

追加日程第1 追加日程をお諮りいたします。

ただいま議員提出されました発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出についてを日程に追加し、追加日程として議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「異議なし」の発声あり）

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号を日程に追加し、追加日程として議題とすることに決定をいたしました。

◎提出理由の説明（発議第1号）

追加日程第2 発議第1号に対して、提出議員より提出理由の説明を求めます。

10番 牧 幸作議員。

○10番（牧 幸作） 発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出について

地方自治法第99条の規定に基づく別紙意見書を度会町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出とする。

令和3年3月18日

度会町議会議長 濱岡 裕之 様

提出者 度会町議会議員 牧 幸作

賛成者 度会町議会議員 大西 徹

提出理由

昨今、国内のたばこを取り巻く環境は、令和2年4月1日から改正健康増進法が全面施行され、喫煙者は多くの屋内施設において喫煙ができなくなり、屋外で喫煙することにより、望まない受動喫煙が生じたり、吸い殻のポイ捨て、歩きたばこ、更には火災に繋がることも心配されるところです。

「望まない受動喫煙」の防止および環境美化の観点、加えて安定的な税収を確保する面からも喫煙者、（大人約20%）を一方的に排除するのではなく、必要な場所に喫煙（分煙）場所を設けることが必要であると考えます。

よって、別紙意見書を関係機関に提出したい。これがこの意見書を提出する理由である。

以上です。

○議長（濱岡 裕之） 以上で、提出理由の説明は終わりました。

議員提出されました1議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を

省略いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 異議なしと認めます。

よって、発議第1号については、委員会付託を省略することに決定いたしました。

◎質疑(発議第1号)

追加日程第3 これよりお手元に配付いたしました発議第1号に対する質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 質疑なしと認めます。

発議第1号に対する質疑を打ち切ります。

これで、発議に対する質疑を終わります。

◎討論(発議第1号)

追加日程第4 これより討論を行います。

発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出についてに対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

ございませんか。

(「なし」の発声あり)

○議長(濱岡 裕之) 討論なしと認めます。

発議第1号に対する討論を打ち切ります。

◎採決(発議第1号)

追加日程第5 これより発議第1号についてを採決いたします。

発議第1号 地方たばこ税を活用した分煙環境整備に関する意見書の提出についてに対し、賛成の方の挙手を求めます。

(全 員 挙 手)

○議長(濱岡 裕之) 賛成全員であります。

よって、発議第1号については、原案どおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申出について

日程第5 閉会中の継続審査の申出についてを議題といたします。
お諮りいたします。

議会運営委員会委員長より、委員会において審査する事件につき、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに、御異議ございませんか。

(「異議なし」の発声あり)

○議長（濱岡 裕之） 異議なしと認めます。

よって、委員長より申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定をいたしました。

◎閉会の宣告

これをもちまして、今期定例会に提出されました議案の審議は全て終了いたしましたので、令和3年第1回度会町議会定例会を閉会いたします。

(11時01分)

地方自治法第123条第2項の規定により下記に署名する。

度会町議会議長

度会町議会議員

度会町議会議員